官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する登録試験検査機関が試験検査の業務の全部を廃止する旨の届出があった旨を公示する件（厚生労働四五）　二
〔その他告示〕
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務七一）　二
○労働安全衛生法及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の規定により登録型式検定機関の代表者の氏名を変更した件（厚生労働四六）
○労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の規定により指定外国検査機関の事務所の所在地を変更した件（同四七、四八）　二
○労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の規定により登録検査業者検査員研修機関の代表者の氏名を変更した件（同四九）
○労働安全衛生法の規定により登録型式検定機関を登録した件（同五〇）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通三〇六～三一〇）　四
○道路に関する件（北海道開発局八、九）　五
〔国会事項〕　五
〔人事異動〕　五
内閣　五
〔皇室事項〕　五
〔官庁報告〕　六
法務　六
公証人任免（法務省）　六
産業　六
日本産業規格（国土交通省）　六
労働　六
船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（北海道運輸局最低賃金公示一、東北同一）　六
原戸籍の一部が滅失した件（法務省告示配二九）　六
〔公告〕　六
諸事項　六
官庁　六
証票無効、旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知関係　七
裁判所　八
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　一八

法規的告示

○厚生労働省告示第四十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第九条第一項の規定により、試験検査の業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

令和八年二月二十五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

登録番号	氏名又は名称	住所	試験検査を行う事業所の所在地	試験検査の区分	廃止の日
一八五	株式会社日本食品エコロジー研究所	兵庫県神戸市中央区小野浜町一番九号	大阪府守口市大宮通一丁目十三番三十六号	理化学試験	令和七年十一月二十五日

その他告示

○外務省告示第七十一号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年二月十三日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年二月二十五日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和八年二月十三日
発行年月日　令和四年一月十七日
旅券番号　ＴＴ一九六七一九七

○厚生労働省告示第四十六号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十四条の二において準用する同法第四十七条の二の規定により、同法第四十四条の二第一項の登録型式検定機関について、同法第五十四条の二において準用する同法第四十六条第四項第二号の代表者の氏名を次のように変更する旨の届出があったので、同法第百十二条の二第一項第三号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十九条の十二の規定に基づき告示する。

令和八年二月二十五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

名称	住所	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
Eurofins E & E CML Limited	Unit 1, Newport Business Park, New Port Road, Ellesmere Port CH65 4LZ United Kingdom	Andrew Christopher Smith	Nick Wainwright	令和六年八月十日

○厚生労働省告示第四十七号

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の十六の規定により、同令第一条の十五第一項の指定外国検査機関について、同令第一条の十三第三項第三号の事務所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同令第一条の二十五の規定に基づき告示する。

令和八年二月二十五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
SGS SA	SGS 中国武漢事務所	SGS Mansion, Building D, Export Processing Zone, Wuhan Economic & Technology Development District, Wuhan, 430064, China	Building 5, Zone 6, The Privateenterprise Science and Technology Industrial Park, ZhuanYang Avenue, Wuhan Economic & Technological Development District, 430056, Wuhan, Hubei Province, China	令和七年三月三十一日
	SGS マレーシア シャーアラム事務所	26, Jalan Anggerik Vanilla 31／93, Kota Kemuning Shah Alam, Selangor, 40460	QT—07, Quayside Tower, Perniagaan Gamuda, Gamuda Kemuning 25.7, Persiaran Freesia, 42500 Telok Panglima Garang, Selangor Darul Ehsan.	

○厚生労働省告示第四十八号

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の十六の規定により、同令第一条の十五第一項の指定外国検査機関について、同令第一条の十三第三項第三号の事務所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同令第一条の二十五の規定に基づき告示する。

令和八年二月二十五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
LRQA Verification Limited	Halifax	5121 Sackville Street, Suite 700, Sovereign Place, Halifax, NS B3J 1K1 Canada	600—1741 Lower Water Street, Halifax, NS B3J 0J2, Canada	令和七年六月十三日
	Milan	Viale Monza 265, 20126 Milano—MI, Italy	Copernico Milano Martesana Viale Monza 259—265—20126—Milano—Italy	

Singapore	18 Cross street, #02—101, Suite S2039, Singapore 048423	LRQA Limited (Singapore Branch), 460 Alexandra Road, mTower#15—01, Singapore 119963	
Madrid	Princesa, 29, 1°, 28008 Madrid, Spain	Calle Jos é Abascal 56,2ª Planta. 28003 Madrid	
Houston	2101 CityWest Blvd Suite # 100 Houston TX 77042 USA	2500 CityWest Blvd Suite # 150 Houston TX 77042 USA	

○厚生労働省告示第四十九号

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十九条二十四の二の六の規定により、同令第十九条の二十四の二の三第二項第二号の代表者の氏名を次のように変更する旨の届出があったので、同令第十九条の二十四の二の十五の規定に基づき告示する。

令和八年二月二十五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

名称	住所	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
中央労働災害防止協会	東京都港区芝五丁目三十五番二号	十倉　雅和	筒井　義信	令和七年六月一日

○厚生労働省告示第五十号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十四条の二において準用する同法第四十六条第一項の規定により、同法第四十四条の二第一項の登録型式検定機関を登録したので、同法第百十二条の二第一項第一号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十九条の十二の規定に基づき告示する。

令和八年二月二十五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

名称	住所	代表者の氏名	事務所の名称	事務所の所在地	型式検定を行うことができる機械等の種類	登録年月日
Underwriters Laboratories Taiwan Co., Ltd.	No.260, Daye Rd., Beitou Dist., Taipei City 112, Taiwan	陳宗弘 (Jonathan T.H. Chen)	Underwriters Laboratories Taiwan Co., Ltd.	No. 2, Wenming 1st St., Guishan Dist., Taoyuan City 333, Taiwan	防爆構造電気機械器具	令和七年八月二十八日
KSC CO., LTD.	1106, Cheoinseongro, Namsa-eup, Cheoin-gu, Yongin-si, Gyeonggi-do, Republic of Korea	Sanghe Kim	KSC CO., LTD.	1106, Cheoinseongro, Namsa-eup, Cheoin-gu, Yongin-si, Gyeonggi-do, Republic of Korea		

○国土交通省告示第三百六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十五日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上ノ谷

二　砂防法第二条の土地の表示

石川県加賀市山中温泉菅谷町の区域内の土地のうち、次の一点から二十一点までを順次結んだ線及び一点と二十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36° 13′ 38.4272″	136° 21′ 45.8849″
2	36° 13′ 38.4725″	136° 21′ 46.3522″
3	36° 13′ 38.0805″	136° 21′ 47.1107″
4	36° 13′ 37.1729″	136° 21′ 47.3035″
5	36° 13′ 36.4619″	136° 21′ 47.3084″
6	36° 13′ 35.9102″	136° 21′ 47.5574″
7	36° 13′ 35.1577″	136° 21′ 47.2995″
8	36° 13′ 34.6744″	136° 21′ 47.9403″
9	36° 13′ 34.2038″	136° 21′ 48.2912″
10	36° 13′ 33.7518″	136° 21′ 48.5591″
11	36° 13′ 33.7312″	136° 21′ 48.5277″
12	36° 13′ 34.0075″	136° 21′ 48.0371″
13	36° 13′ 34.6729″	136° 21′ 47.1223″
14	36° 13′ 35.2418″	136° 21′ 46.7306″
15	36° 13′ 35.7750″	136° 21′ 46.8258″
16	36° 13′ 36.5107″	136° 21′ 45.9584″
17	36° 13′ 36.8698″	136° 21′ 45.7504″
18	36° 13′ 37.6579″	136° 21′ 45.6883″
19	36° 13′ 38.1979″	136° 21′ 45.6904″
20	36° 13′ 38.1932″	136° 21′ 45.5956″
21	36° 13′ 38.4879″	136° 21′ 45.7713″

○国土交通省告示第三百七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十五日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

豊田川

二　砂防法第二条の土地の表示

石川県七尾市中島町豊田の区域内の土地のうち、次の一点から十一点までを順次結んだ線及び一点と十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	37° 06′ 03.0330″	136° 49′ 50.5089″
2	37° 06′ 03.0225″	136° 49′ 50.0983″
3	37° 06′ 03.0843″	136° 49′ 49.5682″
4	37° 06′ 02.4326″	136° 49′ 49.4923″
5	37° 06′ 02.1100″	136° 49′ 49.0993″
6	37° 06′ 02.3164″	136° 49′ 47.9339″
7	37° 06′ 03.5697″	136° 49′ 47.1736″
8	37° 06′ 04.5993″	136° 49′ 49.5639″
9	37° 06′ 04.0216″	136° 49′ 51.1637″
10	37° 06′ 04.0172″	136° 49′ 51.4562″
11	37° 06′ 03.8868″	136° 49′ 51.4568″

○国土交通省告示第三百八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十五日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

新田川

二　砂防法第二条の土地の表示

島根県雲南市大東町下久野の区域内の土地のうち、次の一点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35° 15′ 49.7421″	132° 59′ 33.1218″
2	35° 15′ 49.9258″	132° 59′ 34.2949″

3	35° 15′ 49.1565″	132° 59′ 34.5109″
4	35° 15′ 48.6344″	132° 59′ 33.0076″
5	35° 15′ 46.8004″	132° 59′ 33.9702″
6	35° 15′ 47.5291″	132° 59′ 32.6403″
7	35° 15′ 48.8906″	132° 59′ 31.3618″
8	35° 15′ 50.1543″	132° 59′ 31.3624″
9	35° 15′ 49.7954″	132° 59′ 32.6754″

○国土交通省告示第三百九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十五日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ミサゴ谷

二　砂防法第二条の土地の表示

徳島県那賀郡那賀町木頭の区域内の土地のうち、次の一点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33° 49′ 51.0532″	134° 18′ 00.3157″
2	33° 49′ 51.8179″	134° 18′ 00.3332″
3	33° 49′ 52.0419″	134° 18′ 00.6046″
4	33° 49′ 51.4397″	134° 18′ 01.9982″
5	33° 49′ 51.1315″	134° 18′ 02.0919″
6	33° 49′ 50.6896″	134° 18′ 01.7786″
7	33° 49′ 50.1486″	134° 18′ 01.1644″
8	33° 49′ 50.1464″	134° 18′ 00.7940″
9	33° 49′ 50.8143″	134° 18′ 00.3473″

○国土交通省告示第三百十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十五日

国土交通大臣　金子　恭之

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

岡ノ谷川―一

(二)　砂防法第二条の土地の表示

愛媛県今治市長沢の区域内の土地のうち、次の一点から十点までを順次結んだ線及び一点と十点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33° 59′ 59.2759″	133° 01′ 57.3350″
2	33° 59′ 58.5522″	133° 01′ 57.2358″
3	33° 59′ 58.3636″	133° 01′ 56.9983″
4	33° 59′ 57.6937″	133° 01′ 55.5087″
5	33° 59′ 56.7475″	133° 01′ 54.3239″
6	33° 59′ 56.9107″	133° 01′ 54.2066″
7	33° 59′ 57.5130″	133° 01′ 54.1924″
8	33° 59′ 59.6822″	133° 01′ 55.4849″
9	33° 59′ 59.8801″	133° 01′ 55.7340″
10	33° 59′ 59.8370″	133° 01′ 56.6925″

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

岡ノ谷川―二

(二)　砂防法第二条の土地の表示

愛媛県今治市長沢の区域内の土地のうち、次の一点から十一点までを順次結んだ線及び一点と十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34° 00′ 01.9474″	133° 01′ 57.3730″
2	34° 00′ 01.3733″	133° 01′ 56.8376″
3	34° 00′ 01.2772″	133° 01′ 56.5813″
4	34° 00′ 01.8072″	133° 01′ 54.3008″
5	34° 00′ 02.4295″	133° 01′ 53.6984″
6	34° 00′ 02.9347″	133° 01′ 53.5049″
7	34° 00′ 03.0672″	133° 01′ 53.5884″
8	34° 00′ 02.8272″	133° 01′ 54.3706″
9	34° 00′ 03.5627″	133° 01′ 56.2523″
10	34° 00′ 03.4903″	133° 01′ 56.6543″
11	34° 00′ 02.7585″	133° 01′ 57.3276″

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

朝倉北一〇一号谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

愛媛県今治市朝倉北の区域内の土地のうち、次の一点から二十二点までを順次結んだ線及び一点と二十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34° 00′ 04.2175″	133° 01′ 40.8249″
2	34° 00′ 04.0594″	133° 01′ 41.2592″
3	34° 00′ 04.0161″	133° 01′ 41.9438″
4	34° 00′ 04.1284″	133° 01′ 42.2410″
5	34° 00′ 04.3670″	133° 01′ 42.1916″
6	34° 00′ 04.7897″	133° 01′ 42.0161″
7	34° 00′ 04.9363″	133° 01′ 42.5129″
8	34° 00′ 05.5437″	133° 01′ 42.2545″
9	34° 00′ 05.9189″	133° 01′ 42.6293″
10	34° 00′ 06.0381″	133° 01′ 42.9207″
11	34° 00′ 06.2439″	133° 01′ 44.4978″
12	34° 00′ 06.1312″	133° 01′ 44.9380″
13	34° 00′ 05.8379″	133° 01′ 45.1554″
14	34° 00′ 05.0313″	133° 01′ 43.7161″
15	34° 00′ 04.2350″	133° 01′ 43.9998″
16	34° 00′ 03.3735″	133° 01′ 44.0401″
17	34° 00′ 02.9813″	133° 01′ 44.5834″
18	34° 00′ 02.8706″	133° 01′ 44.5824″
19	34° 00′ 02.6778″	133° 01′ 43.6154″
20	34° 00′ 02.9114″	133° 01′ 42.4683″
21	34° 00′ 03.4909″	133° 01′ 42.1207″
22	34° 00′ 03.7565″	133° 01′ 40.8763″

○北海道開発局告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十五日から二週間北海道開発局及び同局旭川開発建設部において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十五日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十号

(三)　指定する道路の部分

区間　幅員　延長

北海道中川郡音威子府村字音威子府一二八番二から同郡中川町字誉八六五番二地先まで　一二・〇八～二九五・一五（メートル）　一八・四五四（キロメートル）

(四)　指定する期日　令和八年二月二十五日

○北海道開発局告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十五日から二週間北海道開発局及び同局室蘭開発建設部において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十五日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十五号

(三)　指定する道路の部分

区間　幅員　延長

北海道沙流郡日高町字美原三四一番三から同道新冠郡新冠町字高江七〇番二まで　一二・六四～一二五・四八（メートル）　九・七八五（キロメートル）

(四)　指定する期日　令和八年二月二十五日

国会事項

衆議院

常任委員長選任

二月二十日議院において、次のとおり各常任委員長を選任した。

内閣委員長　山下　貴司
総務委員長　古川　康
法務委員長　井上　英孝
外務委員長　國場幸之助
財務金融委員長　武村　展英
文部科学委員長　斎藤　洋明
厚生労働委員長　大串　正樹
農林水産委員長　藤井比早之
経済産業委員長　工藤　彰三
国土交通委員長　冨樫　博之
環境委員長　宮路　拓馬
安全保障委員長　西村　明宏
国家基本政策委員長　柴山　昌彦
予算委員長　坂本　哲志
決算行政監視委員長　山口　壯
懲罰委員長　斉藤　鉄夫

特別委員長互選

二月二十日特別委員会において、委員長互選の結果、次のとおり当選した。

災害対策特別委員長　関　芳弘
政治改革に関する特別委員長　美延　映夫
沖縄及び北方問題に関する特別委員長　島尻安伊子
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長　長島　昭久
消費者問題に関する特別委員長　笠　浩史
東日本大震災復興及び原子力問題調査特別委員長　西銘恒三郎
地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長　丹羽　秀樹

憲法審査会会長互選

二月二十日憲法審査会において、会長互選の結果、次のとおり当選した。

憲法審査会会長　古屋　圭司

情報監視審査会会長互選

二月二十日情報監視審査会において、会長互選の結果、次のとおり当選した。

情報監視審査会会長　船田　元

政治倫理審査会会長互選

二月二十日審査会において、会長互選の結果、次のとおり当選した。

政治倫理審査会会長　田中　和徳

議案提出

二月二十日内閣から提出した議案は次のとおりである。

令和八年度一般会計予算
令和八年度特別会計予算
令和八年度政府関係機関予算
財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案
所得税法等の一部を改正する法律案
地方税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案
関税定率法等の一部を改正する法律案

報告書受領

二月二十日内閣から次の報告書を受領した。

内閣府設置法第六十七条第一項及び国家行政組織法第二十五条第一項の規定に基づく令和七年十月二十一日から令和八年二月十七日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書
租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第五条第二項の規定に基づく租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書
又同日内閣を経由して総務大臣林芳正から、次の報告書を受領した。
地方税法第七百五十八条第二項の規定に基づく地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書

見込額書受領

二月二十日内閣から次の見込額書を受領した。

地方交付税法第七条の規定に基づく令和八年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書

議事日程

二月二十四日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第三号
令和八年二月二十四日（火曜日）
午後一時開議
一　国務大臣の演説に対する質疑

参議院

議案受領（予備審査）

二月二十日内閣から次の議案が送付された。

令和八年度一般会計予算（閣予第一号）
令和八年度特別会計予算（閣予第二号）
令和八年度政府関係機関予算（閣予第三号）
財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一号）
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第二号）
所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第三号）
地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第四号）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第五号）
関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第六号）

議案付託（予備審査）

二月二十日議長は、次の内閣送付案を委員会に付託した。

令和八年度一般会計予算（閣予第一号）
令和八年度特別会計予算（閣予第二号）
令和八年度政府関係機関予算（閣予第三号）
予算委員会に付託

質問主意書提出

二月二十日議員から次の質問主意書が提出された。

点字版選挙公報の遅延及び投票環境の不備に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一号）

報告書受領

二月二十日内閣から、内閣府設置法第六十七条第一項及び国家行政組織法第二十五条第一項の規定に基づく令和七年十月二十一日から令和八年二月十七日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書を受領した。
また、同日内閣から、地方交付税法第七条の規定に基づく令和八年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書を受領した。
また、同日内閣を経由して総務大臣から、地方税法第七百五十八条第二項の規定に基づく地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書を受領した。
また、同日内閣から、令和五年度決算に関する参議院の議決について講じた措置の報告を受領した。
また、同日内閣から、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第五条第二項の規定に基づく租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書を受領した。

人事異動

内閣

内閣府大臣補佐官に任命する
小野田内閣府特命担当大臣を補佐させる（二月二十日）
中田　宏

皇室事項

認証官任命式

二月十九日午後八時十分、宮中において、デジタル副大臣兼内閣府副大臣今枝宗一郎、復興副大臣田所嘉徳、復興副大臣兼内閣府副大臣瀬戸隆一、内閣府副大臣岩田和親、同鈴木隼人、同津島淳、総務副大臣堀内詔子、同高橋克法、法務副大臣三谷英弘、外務副大臣国光あやの、同堀井巌、財務副大臣中谷真一、同舞立昇治、文部科学副大臣小林茂樹、同中村裕之、厚生労働副大臣長坂康正、同仁木博文、農林水産副大臣根本幸典、同山下雄平、経済産業副大臣兼内閣府副大臣井野俊郎、同山田賢司、国土交通副大臣佐々木紀、国土交通副大臣兼内閣府副大臣兼復興副大臣酒井庸行、環境副大臣青山繁晴、環境副大臣兼内閣府副大臣辻清人及び防衛副大臣兼内閣府副大臣宮崎政久の認証官任命式が行われた。

御祝電

天皇陛下は、ノルウェー国王陛下の御誕生日につき、二月二十日御祝電を発せられた。
天皇陛下は、エストニアの独立記念日につき、二月二十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

法　　務

公証人任免

東京法務局所属公証人米村俊郎は願により公証人を免ぜられた。

野下智之は公証人に任命され、東京法務局所属公証人米村俊郎の後任を命ぜられた。（以上十二月十六日）（法務省）

産　　業

日本産業規格

令和８年２月25日に下記の日本産業規格を改正したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和８年２月25日

国土交通大臣　金子　恭之

記

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

鉄道信号保安部品―振動試験方法　　E3014

鉄道信号用リレーの色別及び種標通則　　E3031

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、国土交通省鉄道局技術企画課、各地方運輸局鉄道部及び内閣府沖縄総合事務局運輸部においても閲覧に供する。

労　　働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

北海道運輸局最低賃金公示第１号

北海道地方交通審議会から北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年北海道運輸局最低賃金公示第５号）、北海道海上旅客運送業最低賃金（平成９年北海道運輸局最低賃金公示第６号）、北海道漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北海道運輸局最低賃金公示第２号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に北海道運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号060―0042北海道札幌市中央区大通西10丁目」あて提出されたい。

令和８年２月25日

北海道運輸局長　井上　健二

北海道地方交通審議会の意見（要旨）

１．北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「267,950円」を「278,800円」に、ただし書の職員「251,500円」を「262,350円」に、部員「209,400円」を「220,250円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「200,200円」を「211,050円」にそれぞれ改正することが適当である。

２．北海道海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「263,800円」を「272,300円」に、部員「202,950円」を「211,450円」にそれぞれ改正することが適当である。

３．北海道漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「216,500円」を「226,500円」に改正することが適当である。

東北運輸局最低賃金公示第１号

東北地方交通審議会から東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第２号）、東北海上旅客運送業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第３号）、東北漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第４号）及び東北漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第５号）の改正について答申があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

答申による意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に東北運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号983―8537宮城県仙台市宮城野区鉄砲町１番地」あて提出されたい。

令和８年２月25日

東北運輸局長　吉田　昭二

東北地方交通審議会の意見（要旨）

１．東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員（船長を含む。）「268,650円」を「278,750円」に、ただし書の課程修了後の勤務時間が一定の期間に満たない職員「252,200円」を「262,300円」に、部員「209,550円」を「219,650円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「200,400円」を「210,500円」に改正することが適当である。

２．東北海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員（船長を含む。）「263,300円」を「272,100円」に、部員「201,400円」を「209,900円」に改正することが適当である。

３．東北漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、「219,700円」を「229,500円」に改正することが適当である。

４．東北漁業（大中型まき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、「218,200円」を「227,700円」に改正することが適当である。

公　　告

諸　事　項

証 票 無 効

法人．地方法人．復興特別法人．所得．復興特別所得．消費．印紙．地方消費（譲渡割）税に関する質問検査章

令和７年４月１日交付　第令６―000000021号

都城税務署　財務事務官　北山　匠悟　名義分

令和７年12月15日亡失

上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。

令和８年２月25日　　国　税　庁

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１号
北九州市若松区今光２丁目９番29号
清算株式会社　若松商事株式会社
代表清算人　野口　幸久
１　決定年月日　令和８年２月12日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１８号
埼玉県鴻巣市赤見台４丁目10番13号
清算株式会社　株式会社太陽造型
代表清算人　宮田　晃子
１　決定年月日　令和８年２月12日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第１００３号
長野県千曲市上山田温泉１丁目69番地３
清算株式会社　株式会社春栄企画
代表清算人　若林　正樹
１　決定年月日　令和８年２月12日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
長野地方裁判所上田支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０９１号
東京都新宿区西新宿３丁目７番１号
清算株式会社　株式会社アリアドネ・インターナショナル・コンサルティング
代表清算人　松井　欣也
１　決定年月日　令和８年２月10日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　定義
本協定案において、別紙の表に記載の債権者を協定債権者とする。
２　協定債権の免除
各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に、各協定債権並びに解散日（令和７年８月21日）の翌日以後の利息債権・遅延損害金請求権等の付随する債権の全額につき、その債務を免除する。
３　新たな財産が発見された場合の取扱い
前記２記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者に対して、各協定債権額の割合に応じて按分して弁済する（１円未満の端数は切り捨てる）。弁済は、各協定債権者が別途指定する銀行口座に振り込む方法により実施する（振込手数料は清算会社の負担とする）。この場合、前記２に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。
４　共益的債権及び優先債権の取り扱い
特別清算手続その他清算業務を遂行するために必要な費用等の共益的な債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権及び裁判所から支払いの許可を受けた債権は、随時全額を弁済する。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年二月十八日
掲載頁　四十二頁（号外第三十四号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年二月十八日
掲載頁　四十一頁（号外第三十四号）

令和八年二月二十五日

北海道釧路郡釧路町桂四丁目一五番地
（甲）丸善木材株式会社
代表取締役　鈴木　一浩

北海道厚岸郡浜中町茶内旭三丁目三番地
（乙）株式会社イチムラ
代表取締役　石川　加太

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年二月二十五日
掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年二月二十五日
掲載頁　二頁

（丙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年二月二十五日
掲載頁　二頁

令和八年二月二十五日

茨城県稲敷市沼田二六二九番地一
（甲）株式会社アグリ総研
代表取締役　手塚　俊行

東京都荒川区西尾久七丁目五七番八号
（乙）株式会社クリーンファーム
代表取締役　椎名　功

東京都荒川区西尾久七丁目五七番八号
（丙）日栄環境ライフ株式会社
代表取締役　松平　康弘

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年一月十六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十九日
掲載頁　一一五頁（号外第三十五号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十九日
掲載頁　一〇七頁（号外第三十五号）

令和八年二月二十五日

茨城県石岡市柏原一番地七
（甲）株式会社川村運送店
代表取締役　岡村　直樹

茨城県石岡市柏原一番地七
（乙）アイビーシーアクセス株式会社
代表取締役　岡村　直樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月三日
掲載頁　五十七頁（号外第一五二号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十日
掲載頁　八十頁（号外第一五九号）

令和八年二月二十五日

栃木県小山市大字飯塚一七二八番地
（甲）ハイビック株式会社
代表取締役　澤辺　正人

福岡市博多区博多駅東二丁目一三番三四号
（乙）ＨＶＣホールディングス株式会社
代表取締役　澤辺　正人

合併公告

左記会社は合併して甲及び乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月十四日
掲載頁　一三三頁（号外第一八四号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月十一日
掲載頁　五十七頁（号外第二〇五号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月十一日
掲載頁　五十八頁（号外第二〇五号）

令和八年二月二十五日

埼玉県三郷市三郷一丁目四番地一ＫＴＴ１ビル二Ｆ
（甲）株式会社フルコー
代表取締役　香山　大輝

埼玉県三郷市三郷一丁目四番地一ＫＴＴ１ビル二Ｆ
（乙）株式会社フルコーＬｉｎｋ
代表取締役　香山　大輝

大阪府東大阪市高井田中三丁目一〇番七号
（丙）株式会社ＷＥＳＯＬ
代表取締役　香山　大輝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月三十日
掲載頁　二頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　二二〇頁（号外第一四八号）

令和八年二月二十五日

千葉県佐倉市鏑木町五一番地
（甲）岩渕薬品株式会社
代表取締役　岩渕　琢磨

千葉県佐倉市鏑木町五一番地
（乙）あしたばホールディングス株式会社
代表取締役　岩渕　琢磨

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。（甲は旧商号株式会社オートバックス東日本販売での開示）

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　一〇二頁（号外第一四六号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月二十六日
掲載頁　五十四頁（号外第二五八号）

令和八年二月二十五日

千葉県市川市鬼高三丁目三二番一二号
（甲）株式会社オートバックス関東販売
代表取締役　稲葉　学雄

埼玉県熊谷市肥塚一三五五番地一
（乙）株式会社ブルー・オーシャン
代表取締役　岩元　常緑

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

なお、甲は効力発生日をもって、商号をジャパンフーズ株式会社と変更し、本店を千葉県長生郡長柄町皿木二〇三番地一に移転します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月十七日
掲載頁　四頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　十九頁

令和八年二月二十五日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号
（甲）ＪＡＦホールディングス株式会社
代表取締役　中島　聖介

千葉県長生郡長柄町皿木二〇三番地一
（乙）ジャパンフーズ株式会社
代表取締役　船戸　謙治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十二日
掲載頁　二〇五頁（号外第一六七号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十二日
掲載頁　二〇五頁（号外第一六七号）

令和八年二月二十五日

東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号
（甲）シードテック株式会社
代表取締役　高原　大輔

東京都港区芝三丁目一五番五号
（乙）株式会社アライヴ
代表取締役　増田　智紀

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月三日
掲載頁　六十四頁（号外第二六五号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月三日
掲載頁　六十頁（号外第二六五号）

令和八年二月二十五日

東京都中野区本町一丁目三番一二号
（甲）金剛産業株式会社
代表取締役　溝口　秀二

東京都中野区本町一丁目三番一二号
（乙）株式会社日本金剛砥石製作所
代表取締役　溝口　秀二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.aozora-sec.co.jp/

令和八年二月二十五日

東京都千代田区麹町六丁目一番地一

(甲) あおぞら投信株式会社

代表取締役　橋本　明美

東京都千代田区麹町六丁目一番地一

(乙) あおぞら証券株式会社

代表取締役　奥村　洋之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) 掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月二十九日

掲載頁　一一二頁（号外第一九六号）

令和八年二月二十五日

東京都渋谷区渋谷二丁目二一番一号

(甲) 株式会社GENOVA

代表取締役　平瀬　智樹

東京都渋谷区渋谷二丁目二一番一号

(乙) 株式会社GENOVA DESIGN

代表取締役　大石　誠貴

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式九万株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月二十八日

掲載頁　七十四頁（号外第二六二号）

(乙) 掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月二十八日

掲載頁　七十五頁（号外第二六二号）

令和八年二月二十五日

東京都渋谷区神宮前六丁目一六番一九号

(甲) 渡辺電機工業株式会社

代表取締役　原田　陽平

東京都渋谷区神宮前六丁目一六番一九号

(乙) 渡辺電機製造株式会社

代表取締役　原田　陽平

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年二月十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 令和七年六月二十三日付官報（号外第一三九号）一三八頁

(乙) 令和七年六月二十三日付官報（号外第一三九号）一一五頁

令和八年二月二十五日

東京都大田区石川町二丁目一番一号

(甲) エルシーアイ株式会社

代表取締役　高橋　一穂

東京都大田区石川町二丁目一番一号

(乙) エスシーアイ株式会社

代表取締役　西面　一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議（甲は会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和七年十月三十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　八十九頁（号外第一四四号）

(乙) 掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　一五九頁（号外第一四四号）

令和八年二月二十五日

東京都千代田区外神田四丁目一四番一号

(甲) ＤＯＷＡサーモエンジニアリング株式会社

代表取締役　信耕　望

愛知県名古屋市瑞穂区浮島町一九番地一号

(乙) 東熱興産株式会社

代表取締役　青井　浩典

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月三日

掲載頁　三頁

(乙) 掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　十二頁

令和八年二月二十五日

東京都葛飾区奥戸二丁目六番一〇号

(甲) 京成バス東京株式会社

代表取締役　檜山　雅紀

千葉県市川市八幡三丁目三番一号

(乙) 京成バス株式会社

代表取締役　加藤　浩一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月四日

掲載頁　七十二頁（号外第一七七号）

(乙) 掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月五日

掲載頁　四十二頁（号外第一七八号）

(丙) 掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月十日

掲載頁　六頁

令和八年二月二十五日

東京都豊島区南池袋二丁目九番九号

(甲) 株式会社セールスパートナー

代表取締役　日髙　誠一

東京都豊島区西池袋一丁目四番一〇号

(乙) ひまわりインサイトジャパン株式会社

代表取締役　鈴木　盛太

東京都豊島区西池袋一丁目四番一〇号

(丙) 株式会社オービット

代表取締役　坂口　路将

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十二日

掲載頁　九十六頁（号外第十四号）

(乙) 掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年一月二十二日

掲載頁　八頁

令和八年二月二十五日

東京都墨田区横網一丁目一〇番五号ＫＯＫＵＧＩＫＡＮＦＲＯＮＴＢＵＩＬＤＩＮＧ二階

(甲) ＲＨ株式会社

代表取締役　周　泰鳳

東京都墨田区横網一丁目一〇番五号

(乙) レッドホースコーポレーション株式会社

代表取締役　江頭　哲也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月二十五日

東京都江東区東砂二丁目一四番五号

(甲) 株式会社ＴＭＫＲ

代表取締役　木村　友彦

東京都江東区東砂二丁目一四番五号

(乙) パラマウントベッドホールディングス株式会社

代表取締役　木村　友彦

合併公告

当社（甲）は、合併によりガデリウス・ホールディング株式会社（乙、住所東京都港区赤坂七丁目一番一号）の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月十八日
掲載頁　六十八頁（号外第八十八号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月十八日
掲載頁　六十四頁（号外第八十八号）
令和八年二月二十五日
東京都港区赤坂七丁目一番一号
ガデリウス・インダストリー株式会社
代表取締役　ヨスタ・ティレフォーシュ

合併公告

当社（乙）は、合併によりガデリウス・インダストリー株式会社（甲、住所東京都港区赤坂七丁目一番一号）に権利義務全部を承継させて解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月十八日
掲載頁　六十八頁（号外第八十八号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月十八日
掲載頁　六十四頁（号外第八十八号）
令和八年二月二十五日
東京都港区赤坂七丁目一番一号
ガデリウス・ホールディング株式会社
代表取締役　ヨスタ・ティレフォーシュ

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十五日
掲載頁　八十七頁（号外第一七〇号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十五日
掲載頁　九十頁（号外第一七〇号）
令和八年二月二十五日
東京都新宿区新宿一丁目一〇番七号
（甲）株式会社マースエンジニアリング
代表取締役　江藤　征弘
神奈川県横浜市保土ケ谷区神戸町一三四Ｙ
ＢＰウエストタワー
（乙）株式会社マースシステムズ東海
代表取締役　近山　茂明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年二月十六日
掲載頁　八十八頁（号外第三十二号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年二月十六日
掲載頁　八十九頁（号外第三十二号）
令和八年二月二十五日
東京都港区芝五丁目二六番三〇号
（甲）Ｔｒｏａｘセーフティシステムズ
株式会社
代表取締役　竹内　克彦
神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目二〇番
地一二
（乙）ＳＡＴＥＣＨ株式会社
代表取締役　髙野　弘行

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十七日
掲載頁　八十八頁（号外第三十三号）
（乙・丙）
掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十七日
掲載頁　八十九頁（号外第三十三号）
令和八年二月二十五日
神奈川県横浜市青葉区美しが丘一丁目八番
地一―Ｂ一〇一〇号
（甲）株式会社Ｅｍｐｏｗｅｒ
代表取締役　金子　徹
神奈川県横浜市青葉区美しが丘一丁目六番
地四　（乙）株式会社Ｒｅａｌ　Ｅｄｇｅ
代表取締役　金子　徹
神奈川県横浜市青葉区美しが丘一丁目八番
地一―Ｂ一〇一〇号
（丙）株式会社Ｔｅｃｈ　Ｏａｓｉｓ
代表取締役　金子　徹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十九日
掲載頁　一一八頁（号外第三十五号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十九日
掲載頁　一一七頁（号外第三十五号）
令和八年二月二十五日
横浜市中区尾上町四丁目五七番地横浜尾上
町ビルディング八階　（甲）株式会社ＯＮ
代表取締役　金　理　沙
東京都台東区元浅草四丁目一〇番六号
（乙）株式会社ＳＴＨ
代表取締役　李　龍　主

合併公告

左記会社は合併して甲（令和八年三月九日付で富山市奥田町九番三二号に本店移転予定）は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）及び（乙）
掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十八日
掲載頁　五十四頁（号外第三十四号）
令和八年二月二十五日
富山市高木二〇〇〇番地
（甲）北日本物産株式会社
代表取締役　東狐　光俊
滋賀県長浜市曽根町東山森一八〇三番地
（乙）株式会社リビック長浜
代表取締役　島林　正樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十三日
掲載頁　一五一頁（号外第一三九号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十三日
掲載頁　一一〇頁（号外第一三九号）
令和八年二月二十五日
愛知県名古屋市中区栄三丁目三五番一号
（甲）中京綜合警備保障株式会社
代表取締役　松本健一郎
愛知県名古屋市西区枇杷島二丁目六番二八号
（乙）ＡＬＳＯＫ愛知株式会社
代表取締役　中田　隆

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年四月十一日
掲載頁　十四頁
令和八年二月二十五日
大阪市北区太融寺町五番一五号梅田イースト
ビル二階・三階
（甲）株式会社トライトキャリア
代表取締役　齋藤　玄太
大阪市北区曽根崎二丁目一二番七号
（乙）株式会社トライトキャリア
代表取締役　錦織　騎正

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年一月二十八日

掲載頁　八十八頁（号外第十八号）

令和八年二月二十五日

兵庫県宝塚市安倉中二丁目四番八号

(甲) 株式会社シンリュウ

代表取締役　山砥　浩

兵庫県宝塚市安倉中二丁目四番八号

(乙) 株式会社シンリュウトラスト

代表取締役　山砥　浩

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) 掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　一〇三頁（号外第一四八号）

令和八年二月二十五日

兵庫県尼崎市中浜町一〇番地一

(甲) 神鋼鋼線工業株式会社

代表取締役　北山　修二

兵庫県加古川市尾上町今福一二八番地

(乙) 尾上ロープ加工株式会社

代表取締役　須堯　正二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) 掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　一六七頁（号外第一四八号）

令和八年二月二十五日

神戸市中央区脇浜海岸通一丁目五番一号

(甲) シスメックス株式会社

代表取締役　浅野　薫

兵庫県姫路市夢前町宮置三二三の三

(乙) シスメックスメディカ株式会社

代表取締役　高橋恵美子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年九月二十四日

掲載頁　二頁

(乙・丙) 計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十五日

兵庫県西宮市和上町一番一六号日本生命西宮ビル三階

(甲) 株式会社メディカルユアーズ

代表取締役　吉田　圭吾

大阪市淀川区西中島四丁目一三番二四号

花原第三ビル八〇四号室

(乙) 有限会社アイメディカル

代表取締役　吉田　圭吾

大阪市淀川区西中島四丁目一三番二四号

花原第三ビル八〇四号室

(丙) 有限会社アイエムメディカル

代表取締役　吉田　圭吾

合併公告

左記会社は、令和八年四月一日を効力発生日として、甲が乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散する吸収合併（以下「本件合併」といいます。）を行いますので公告します。

なお、本件合併は、甲は会社法第七九六条第二項、乙は会社法第七八四条第一項の規定に基づき、株主総会の承認を経ずに決定しております。

本件合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) 掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月三十日

掲載頁　一四一頁（号外第二十一号）

令和八年二月二十五日

広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

(甲) 株式会社エディオン

代表取締役　久保　允誉

東京都品川区東品川一丁目二番五号

(乙) 株式会社ＰＴＮ

代表取締役　浅田　亨

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲・乙・丙・丁)

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月十八日

掲載頁　四頁

令和八年二月二十五日

長崎県島原市新馬場町八八〇番地

(甲) 島原食糧販売株式会社

代表取締役　岸川　徹

長崎県島原市大手原町甲二一三〇番地三〇

(乙) 島原みそ株式会社

代表取締役　**廣**瀬　洋邦

長崎県島原市大手原町甲二一三〇番地二九

(丙) 長崎物流システム株式会社

代表取締役　松永　慎也

長崎県島原市新馬場町八八〇番地

(丁) 株式会社太陽のめぐみ

代表取締役　岸川　徹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲、乙、丙及び丁の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十三日

掲載頁　一五七頁（号外第三十一号）

(乙・丙・丁)

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十三日

掲載頁　一五八頁（号外第三十一号）

令和八年二月二十五日

大分県大分市原川二丁目三番四号

(甲) 大分シティタクシー株式会社

代表取締役　**漢**　二美

大分県大分市田中町三丁目一〇番三号

(乙) 南大分シティタクシー株式会社

代表取締役　**漢**　二美

大分県佐伯市駅前二丁目五番三号

(丙) 佐伯シティタクシー株式会社

代表取締役　**漢**　二美

大分県国東市武蔵町古市一一二三番地一

(丁) 株式会社エアポートシティタクシー

代表取締役　**漢**　二美

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十三日

掲載頁　一五八頁（号外第三十一号）

(乙)

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十三日

掲載頁　一六〇頁（号外第三十一号）

令和八年二月二十五日

大分県中津市大字下池永六〇番地一

(甲) 中津シティタクシー株式会社

代表取締役　**漢**　二美

大分県日田市淡窓一丁目二番八号

(乙) 日田シティタクシー株式会社

代表取締役　**漢**　二美

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の大分シティタクシー株式会社（本店大分市原川二丁目三番四号）及び中津シティタクシー株式会社（本店大分県中津市大字下池永六〇番地一）との会社分割後の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月三日
掲載頁　一四七頁（号外第三十一号）
令和八年二月二十五日
大分県大分市原川二丁目三番四号
株式会社シティタクシーホールディングス
代表取締役　**漢**　二美

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十三日
掲載頁　一四七頁（号外第三十一号）
令和八年二月二十五日
大分県大分市原川二丁目三番四号
大分シティタクシー株式会社
代表取締役　**漢**　二美

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の温泉旅館の営業事業等に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十二日
掲載頁　一〇七頁（号外第三十号）
（乙）掲載　宮古毎日新聞
掲載の日付　令和七年九月十八日
掲載頁　八頁
令和八年二月二十五日
札幌市中央区南一条西四丁目一三番地
（甲）エムズホールディング株式会社
代表取締役　森岡　幸人
札幌市南区小金湯二四番地
（乙）株式会社松の湯旅館
代表取締役　陰元　潤一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の千葉営業所事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月十八日
掲載頁　五頁
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月一日
千葉県成田市花崎町七五〇番地の一
（甲）京成バス千葉イースト株式会社
代表取締役　宮本　貴史
千葉県市川市八幡三丁目三番一号
（乙）京成バス株式会社
代表取締役　加藤　浩一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営業部における各営業所及び出張所に関わる事業並びに業務部における研修所業務を除く全ての事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十三日
掲載頁　二八五頁（号外第一六八号）
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月一日
掲載頁　十二頁
令和八年二月二十五日
千葉県市川市八幡三丁目三番一号
（甲）京成電鉄バスホールディングス株式会社　代表取締役　齋藤　隆
千葉県市川市八幡三丁目三番一号
（乙）京成バス株式会社
代表取締役　加藤　浩一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の松戸営業所及び市川営業所事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月六日
掲載頁　九頁
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月一日
掲載頁　十二頁
令和八年二月二十五日
千葉県浦安市千鳥一二番五
（甲）京成バス千葉ウエスト株式会社
代表取締役　藤本　剛弘
千葉県市川市八幡三丁目三番一号
（乙）京成バス株式会社
代表取締役　加藤　浩一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の新都心営業所、習志野出張所、長沼営業所及び新習志野高速営業所、並びに業務部のうち研修所業務に関わる事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月十八日
掲載頁　五頁
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月一日
掲載頁　十二頁
令和八年二月二十五日
千葉県船橋市栄町一丁目一〇番一〇号
（甲）京成バス千葉セントラル株式会社
代表取締役　原　一彰
千葉県市川市八幡三丁目三番一号
（乙）京成バス株式会社
代表取締役　加藤　浩一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の建設事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年一月二十六日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月三十一日
掲載頁　一七五頁（号外第二四二号）
令和八年二月二十五日
東京都文京区本郷一丁目三四番四号
（甲）株式会社本郷建設
代表取締役　民部田　復
東京都文京区本郷一丁目三四番四号
（乙）株式会社松下環境産業
代表取締役社長　有馬　庸介

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により有限会社茂山工務店（乙、住所東京都江戸川区西葛西八丁目三番五号）の上下水道工事、給排水衛生設備工事その他の建設事業に関して有する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和八年二月二十五日
東京都江戸川区西葛西八丁目三番五号
株式会社茂山工務店
代表取締役　茂山麗偉子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割をして、甲は乙の東京拠点におけるクリーンサービス事業、ジョブサポートセンター事業及び総務バックオフィスサービス事業、東京及び大阪拠点における受付窓口事業、並びに新宿メールサービス事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十四日
掲載頁　一一六頁（号外第一六一号）
令和八年二月二十五日
東京都多摩市落合一丁目三四番地
（甲）株式会社ベネッセスマイルメイト
代表取締役社長　渡邉　健
東京都多摩市落合一丁目三四番地
（乙）株式会社ベネッセビジネスメイト
代表取締役社長　渡邉　健

吸収分割公告

当社(甲)は吸収分割により株式会社アウトソーシングコミュニケーションズ（乙、住所東京都千代田区丸の内一丁目八番三号）のテクニカルサポート事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この分割に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月二十八日
掲載頁　一四三頁（号外第一一七号）

(乙) 掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月二十八日
掲載頁　一三五頁（号外第一一七号）
令和八年二月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目八番三号
株式会社ＢＲＥＸＡ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ
代表取締役　山﨑　高之

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＬＥＤ照明機器の販売・レンタル事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、令和八年三月二十五日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.alpha-grp.co.jp/ir/library/affiliates/

(乙) https://www.alpha-grp.co.jp/ir/library/affiliates/
令和八年二月二十五日
東京都渋谷区東一丁目二六番二〇号
(甲) アルファエレワークス株式会社
代表取締役　西野　裕
東京都渋谷区東一丁目二六番二〇号
(乙) アルファエネシア株式会社
代表取締役　新田　沙衣

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＲｅｓｋｉｌｌｉｎｇ　Ｃａｍｐ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://persol-dgv.co.jp/public-notice/
(乙) https://persol-innovation.co.jp/company/public-notice/
令和八年二月二十五日
東京都港区南青山一丁目一五番五号
(甲) パーソルデジタルベンチャーズ株式会社　代表取締役　長井　利仁
東京都港区南青山一丁目一五番五号
(乙) パーソルイノベーション株式会社
代表取締役　大浦　征也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＲｅｓｋｉｌｌｉｎｇ　Ｃａｍｐ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://rc.persol-group.co.jp/company/public.html
(乙) https://persol-dgv.co.jp/public-notice/
令和八年二月二十五日
東京都江東区豊洲三丁目二番二〇号
(甲) 株式会社パーソル総合研究所
代表取締役　岩田　亮
東京都港区南青山一丁目一五番五号
(乙) パーソルデジタルベンチャーズ株式会社　代表取締役　長井　利仁

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年二月十三日
掲載頁　一五二頁（号外第三十一号）
令和八年二月二十五日
東京都中央区東日本橋三丁目五番八号
(甲) 株式会社ストック
代表取締役　濵中隆之介
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿七九一番地の一〇
(乙) 株式会社ストック
代表取締役　濵中隆之介

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のコンサートホール事業を除く事業（プライム事業、Ｔ＆Ｅ事業及び子会社事業並びにこれらに付随又は関連する事業を含みます。）に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十五日
掲載頁　一三二頁（号外第一四三号）
令和八年二月二十五日
東京都渋谷区道玄坂二丁目二九番五号
(甲) 株式会社セゾンプライム
代表取締役社長　若命　宏尚
東京都豊島区東池袋三丁目一番一号
(乙) 株式会社コンチェルト
代表取締役社長　江口　隆光

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場（所在東京都杉並区上荻一丁目一〇番一二号荻窪東亜会館一階、二階、三階　名称オリエンタルパサージュ荻窪）経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十一月十七日
掲載頁　九頁

(乙) 掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十二日
掲載頁　一二七頁（号外第三十号）
令和八年二月二十五日
東京都港区六本木三丁目二番一号
(甲) 株式会社メッセ
代表取締役　宮本　君夫
東京都千代田区内神田三丁目一六番四号
(乙) 株式会社ＤＡＹブレイク
代表取締役　岩谷　和馬

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の各種業界への市場情報の提供並びに日用品市場及びエネルギー市場への市場データ、プライシング、ニュース及びインサイトの提供事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目六番五号丸の内北口ビル二八階
(甲) Ｓ＆Ｐグローバルジャパン合同会社
代表社員　アイエイチエス・マークイット・ホールディングス・リミテッド
職務執行者　スマルコ・マ・ケ・ホ
東京都千代田区丸の内一丁目六番五号丸の内北口ビルディング
(乙) ＩＨＳマークイットジャパン合同会社
代表社員　アイエイチエス・マークイット・ホールディングス・リミテッド
職務執行者　スマルコ・マ・ケ・ホ

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙に対して、甲の「不動産の流動化及び流動化により獲得する資金の再投資（回転）を目的とした社有地の開発・分譲等事業並びに賃貸等事業」に係る権利義務を承継させ、乙はそれを承継することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) 掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月三日
掲載頁　九頁
令和八年二月二十五日
東京都渋谷区代々木二丁目二番二号
(甲) 東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長　喜勢　陽一
東京都新宿区新宿四丁目一番六号
(乙) ＪＲ東日本不動産株式会社
代表取締役社長　田﨑　政史

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙に対して、甲の分譲住宅事業に係る権利義務を承継させ、乙はそれを承継することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十六日
掲載頁　一七九頁（号外第一四四号）

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月三日
掲載頁　九頁

令和八年二月二十五日
東京都渋谷区代々木二丁目二番二号
（甲）株式会社ジェイアール東日本都市開発
代表取締役社長　根本　英紀
東京都新宿区新宿四丁目一番六号
（乙）ＪＲ東日本不動産株式会社
代表取締役社長　田﨑　政史

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の北海道雨竜郡秩父別町字秩父別一八四六―九二他における太陽光発電事業、北海道旭川市江丹別町中園一四他における太陽光発電事業、北海道川上郡弟子屈町字弟子屈四一八―二他における太陽光発電事業及び北海道上川郡清水町字清水七二九―一他における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十五日
東京都杉並区清水一丁目一二番二号
（甲）ソーラーコスモ合同会社
代表社員　一般社団法人ブルーエナジーホールディングス
職務執行者　小口　裕太
東京都港区芝大門二丁目一二番三号共生ビル二号館七階環境エネルギー会計事務所内
（乙）ソーラーマイル合同会社
代表社員　ソーラーマイルホールディングス一般社団法人
職務執行者　岡田　育大

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は、乙が管理運営するガンダム事業、映像製作・プロデュース事業及び放送代理店事業に属する資産、債務、契約その他の権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月六日
掲載頁　三頁

（乙）https://www.sotsu.co.jp/
令和八年二月二十五日
東京都杉並区荻窪四丁目三〇番一六号
（甲）株式会社バンダイナムコフィルムワークス
代表取締役　浅沼　誠
東京都杉並区荻窪四丁目三〇番一六号
（乙）株式会社創通
代表取締役　難波　秀行

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は、乙が保有する株式会社創通音楽出版の株式の全て（四〇〇株）を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月十三日
掲載頁　四頁

（乙）https://www.sotsu.co.jp/
令和八年二月二十五日
東京都渋谷区恵比寿一丁目一八番一四号
（甲）株式会社バンダイナムコミュージックライブ
代表取締役　垰　義孝
東京都杉並区荻窪四丁目三〇番一六号
（乙）株式会社創通
代表取締役　難波　秀行

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は、乙が管理運営する音楽出版事業に属する資産、債務、契約その他の権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十日
掲載頁　七十二頁（号外第一三八号）

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月十三日
掲載頁　四頁

令和八年二月二十五日
東京都杉並区荻窪四丁目三〇番一六号
（甲）株式会社創通音楽出版
代表取締役　難波　秀行
東京都渋谷区恵比寿一丁目一八番一四号
（乙）株式会社バンダイナムコミュージックライブ
代表取締役　垰　義孝

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の通信プロジェクト・マネジメント事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月二十四日
掲載頁　一一四頁（号外第二三七号）
令和八年二月二十五日
東京都港区六本木七丁目七番七号
（甲）ＮｅｏＳｐｈｅｒｅ株式会社
代表取締役　坂本　真一
東京都港区六本木七丁目七番七号
（乙）レンドリース・ジャパン株式会社
代表取締役　リー・シンイー

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のトラディショナルウェザーウェア事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十二月十九日
掲載頁　六十六頁（号外第二七七号）

令和八年二月二十五日
東京都港区六本木一丁目八番七号
（甲）株式会社トラディショナルウェザーウェアジャパン
代表取締役　八木　洋三
東京都港区六本木一丁目八番七号
（乙）株式会社マッキントッシュジャパン
代表取締役　八木　洋三

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社イクヨ（乙、住所神奈川県厚木市上依知三〇一九番地）のグループ経営管理事業及び資産管理事業を除く乙が営む一切の事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月二十五日
神奈川県厚木市上依知三〇一九番地
イクヨオートモーティブ株式会社
代表取締役　孫　峰

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の環境計量事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十九日
掲載頁　一七一頁（号外第一三六号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十三日
掲載頁　八十七頁（号外第一三九号）

令和八年二月二十五日
静岡県島田市向島町四三七九番地
（甲）株式会社レックス
代表取締役　寺井　敬雄
静岡県島田市向島町四三七九番地
（乙）新東海ロジスティクス株式会社
代表取締役　丹羽　公彦

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営業部門に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに会社分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月三日

掲載頁六十頁（号外一五二号）

令和八年二月二十五日

愛知県名古屋市瑞穂区須田町二番五六号

（甲）日本碍子株式会社

代表取締役社長　小林　茂

山口県美祢市大嶺町東分字岩倉二七〇一番一

（乙）ＮＧＫエレクトロデバイス株式会社

代表取締役社長　冨山　裕

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のマクドナルドレストラン経営事業の一部に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月三日

掲載頁　六十二頁（号外第二十四号）

令和八年二月二十五日

三重県松阪市市場庄町一一三六番地

（甲）株式会社ネオニュートラル

代表取締役　伊藤　実

三重県伊勢市小木町五七八番地の一

（乙）株式会社ニュートラル

代表取締役　伊藤　実

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む社交飲食店に係る事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月十日

掲載頁　一二七頁（号外第二二七号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年一月九日

掲載頁　一五七頁（号外第五号）

令和八年二月二十五日

大阪市西区新町三丁目六番一〇号

（甲）ＩＮＳＯＵ　Ｗｅｓｔ株式会社

代表取締役　松本　大助

大阪市西区新町三丁目六番一〇号

（乙）ＩＮＳＯＵ　Ｊａｐａｎ　Ｓｔｏｒｙ株式会社

代表取締役　永田　賢弘

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む社交飲食店に係る事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年二月十日

掲載頁　九十五頁（号外第二十九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月十日

掲載頁　一二七頁（号外第二二七号）

令和八年二月二十五日

大阪市西区新町三丁目六番一〇号

（甲）ＩＮＳＯＵ　ＣＥＮＴＲＡＬ株式会社　代表取締役　中林　哲一

大阪市西区新町三丁目六番一〇号

（乙）ＩＮＳＯＵ　Ｗｅｓｔ株式会社

代表取締役　松本　大助

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む社交飲食店に係る事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年二月十日

掲載頁　九十四頁（号外第二十九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月十七日

掲載頁　五十七頁（号外第二〇八号）

令和八年二月二十五日

大阪市西区新町三丁目六番一〇号

（甲）ＩＮＳＯＵ　Ｏｓａｋａ株式会社

代表取締役　中林　哲一

大阪市西区新町三丁目六番一〇号

（乙）ＩＮＳＯＵ　ａｌｐｈａ株式会社

代表取締役　中見　大介

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の名古屋エリア事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十五日

掲載頁　九十一頁（号外第一七〇号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十五日

掲載頁　九十頁（号外第一七〇号）

令和八年二月二十五日

大阪府大阪市北区堂島一丁目六番二〇号堂島アバンザ

（甲）株式会社マースシステムズ西日本

代表取締役　秋山　裕和

神奈川県横浜市保土ケ谷区神戸町一三四ＹＢＰウエストタワー

（乙）株式会社マースシステムズ東海

代表取締役　近山　茂明

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の大阪・三木・高松・広島・福岡・宮崎を起点とする貨物自動車運送事業（一般貨物自動車運送事業）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十八日

掲載頁　六十一頁（号外第三十四号）

令和八年二月二十五日

大阪府和泉市平井町三〇七番地一

（甲）泉海商運西日本株式会社

代表取締役　岡山　健治

大阪府和泉市平井町三〇七番地一

（乙）泉海商運株式会社

代表取締役　岡山　健治

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の新富士・みよし・名古屋・富山・福井を起点とする貨物自動車運送事業（一般貨物自動車運送事業）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十八日

掲載頁　五十四頁（号外第三十四号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十八日

掲載頁　六十一頁（号外第三十四号）

令和八年二月二十五日

大阪府和泉市平井町三〇七番地一

（甲）泉海商運中部株式会社

代表取締役　岡山　健治

大阪府和泉市平井町三〇七番地一

（乙）泉海商運株式会社

代表取締役　岡山　健治

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の仙台・成田・札幌を起点とする貨物自動車運送事業（一般貨物自動車運送事業）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十八日
掲載頁　六十二頁（号外第三十四号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十八日
掲載頁　六十一頁（号外第三十四号）

令和八年二月二十五日
大阪府和泉市平井町三〇七番地一
（甲）泉海商運東日本株式会社
代表取締役　岡山　健治
大阪府和泉市平井町三〇七番地一
（乙）泉海商運株式会社
代表取締役　岡山　健治

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年二月十三日
掲載頁　一五二頁（号外第三十一号）

令和八年二月二十五日
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿七九一番地の一〇
（甲）株式会社緑開発
代表取締役　濵中健太郎
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿七九一番地の一〇
（乙）株式会社ストック
代表取締役　濵中隆之介

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社フィールド（乙、住所広島県呉市広文化町一番二号）のパチンコ店の経営に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月十五日
掲載頁　五十九頁（号外第二二九号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月十五日
掲載頁　五十九頁（号外第二二九号）

令和八年二月二十五日
広島県呉市広文化町一番六号
株式会社グランド
代表取締役　山本　基甫

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙に病院・介護施設向けの給食受託事業に関する権利義務の一部を承継させ乙はそれを承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十五日
掲載頁　一二四頁（号外第一四三号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　九十五頁（号外第一四六号）

令和八年二月二十五日
福岡県糟屋郡新宮町緑ケ浜四丁目一七番二二号
（甲）株式会社なの花九州
代表取締役　大野　繁樹
東京都調布市調布ケ丘三丁目六番地三
（乙）シダックスフードサービス株式会社
代表取締役　堤　祐輔

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む本社営業所（所在大分市原川二丁目三番四号）及び坂ノ市営業所（所在大分市坂ノ市南一丁目一番三号）における事業に関する一切の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十三日
掲載頁　一五七頁（号外第三十一号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十三日
掲載頁　一五八頁（号外第三十一号）

令和八年二月二十五日
大分県大分市原川二丁目三番四号
（甲）大分シティタクシー株式会社
代表取締役　**漢**　二美
大分県大分市原川二丁目三番四号
（乙）クリスタルシティタクシー株式会社
代表取締役　**漢**　二美

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む中津営業所（所在大分県中津市大字下池永六〇番地一）における事業に関する一切の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十三日
掲載頁　一五七頁（号外第三十一号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十三日
掲載頁　一四七頁（号外第三十一号）

令和八年二月二十五日
大分県大分市原川二丁目三番四号
（甲）大分シティタクシー株式会社
代表取締役　**漢**　二美
大分県大分市原川二丁目三番四号
（乙）クリスタルシティタクシー株式会社
代表取締役　**漢**　二美

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む中津営業所（所在大分県中津市大字下池永六〇番地一）における事業に関する一切の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十三日
掲載頁　一五七頁（号外第三十一号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十三日
掲載頁　一四七頁（号外第三十一号）

令和八年二月二十五日
大分県中津市大字下池永六〇番地一
（甲）中津シティタクシー株式会社
代表取締役　**漢**　二美
大分県大分市原川二丁目三番四号
（乙）クリスタルシティタクシー株式会社
代表取締役　**漢**　二美

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社グランアーツ（住所東京都港区南青山一丁目一五番二二号）に対して当社のマネージメント事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

当社の株主総会の承認決議は令和八年三月二十五日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十五日
東京都港区南青山一丁目一五番二二号
有限会社グランアーツ
取締役　浅川　祐子（上田　祐子）

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する合同会社YYS（住所、東京都大田区新蒲田二丁目二三番一六号）に対して当社の資産管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十五日
横浜市青葉区つつじが丘一番地一四号
有限会社Y's
代表取締役　安福　孝之

新設分割公告

当社は新設分割により新設する大松株式会社（兵庫県西宮市高木東町一九番一四号）に対して当社の営む不動産管理に係る事業に関して有する権利義務の一部を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年二月十七日
掲載頁　九十一頁（号外第三十三号）
令和八年二月二十五日
兵庫県西宮市高木東町一九番一四号
高松不動産株式会社
代表取締役　阪上　剛

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社大橋（住所福岡市博多区金の隈二丁目二番二九号）に対して当社の不動産賃貸事業に関して有する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年一月二十七日
掲載頁　九頁
令和八年二月二十五日
福岡市博多区金の隈二丁目二番二九号
株式会社大橋造園土木
代表取締役　大橋　優

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十五日

札幌市手稲区前田九条十七丁目二番二六号

合同会社Ｂｏｎｉｔａ

代表社員　ランダザヴァールサミゲル瞳

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十五日

埼玉県入間市大字野田一四五五番地四

合同会社ワンド不動産

代表社員　向井　裕亮

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十五日

東京都新宿区東五軒町二―一六ＤｅＬＣＣＳ神楽坂一Ｆ

栄光合同会社

代表社員　宋　正奎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十五日

東京都港区赤坂一丁目一番一七号細川ビル七〇四

合同会社Ｋｉｍｉｔｏ

代表社員　瀧口　清恵

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十五日

東京都世田谷区新町二丁目二番一六号六〇一

合同会社レゲエザイオン

代表社員　渡辺　卓

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり組織変更後の商号はＡＣテクノシェア株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十五日

横浜市港北区日吉一丁目七番二六号

ＡＣテクノシェア合同会社

代表社員　白﨑　俊一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり組織変更後の商号は、まごころ・さぽーと株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十五日

神奈川県三浦市南下浦町上宮田一三三四番地一二　三浦海岸ハイツ一三―一三一二

合資会社三浦屋

代表社員　齋藤　正吉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月三日であり、組織変更後の商号はインペカエネルギー株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十五日

神奈川県横浜市青葉区荏田町一四七六―一

ｃａｓａ．ｖｉｌｌａ６Ｅ

合同会社インペカブル

代表社員　鑓田　武

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、組織変更後の商号は１ｂａｃｋｏｆｆｉｃｅ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十五日

神奈川県相模原市緑区西橋本五丁目四番二一号さがみはら産業創造センター一三一二号室　１ｂａｃｋｏｆｆｉｃｅ合同会社

代表社員　岩﨑奈緒己

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、組織変更後の商号はヒルビッグ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十五日

神奈川県横浜市緑区東本郷六丁目五番四―四〇五号　ＨｉｌｌＢｉｇ合同会社

代表社員　岡本　大輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十五日

愛知県あま市木折上柳一九番地三

ケイテック合同会社

代表社員　金子　晃

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十五日

大阪府堺市美原区小平尾一二四番地九

合同会社はなさく

代表社員　山本　幸恵

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十五日

広島市中区白島北町一一―一二

合同会社プリメイドラボ

代表社員　大窪　竹虎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十五日

鹿児島市西坂元町一九番八号

合同会社南州企画

代表社員　株式会社ＪＳホールディングス

職務執行者　佐藤　充郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十五日

東京都千代田区神田神保町三―一二―三神保町スリービル八階

株式会社シンリュウ・ホールディングス

代表取締役　河合　隆信

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億九千七百二十四万六百円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十六日であり、株主総会の決議は令和八年三月三日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月二十五日

東京都墨田区緑二丁目一四番一五号

杉田エース株式会社

代表取締役社長　杉田　裕介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十四億五千万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十五日

東京都中央区日本橋小伝馬町一〇番一一号

ＰＲＳＳ．Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　世良　綾嗣

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千五百万円減少し九千万円とすることにいたしました。あわせて、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月六日
掲載頁　六十一頁（号外第二十七号）
令和八年二月二十五日
東京都港区高輪二丁目一七―一一オーク高輪ビル五階
Ｔｅｒｒａ　Ｍｏｔｏｒｓ株式会社
代表取締役　高橋　成典

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万三千六百七十四円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月十日
掲載頁　四頁
令和八年二月二十五日
東京都港区海岸一丁目七番一号東京ポートシティ竹芝　Ｔａｂｉｓｔ株式会社
代表取締役　田野崎亮太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億五千三百二十万三千百九十六円減少し五千万円とすることにしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年二月十九日
掲載頁　三頁
令和八年二月二十五日
東京都新宿区大京町二二番地一
株式会社ｎｏｂｉｔｅｌ
代表取締役　黒川　将大

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億四千四百二十六万千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月十七日
掲載頁　十二頁
令和八年二月二十五日
東京都中央区八丁堀二丁目一四番一号
ハコベル株式会社
代表取締役　狭間　健志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.disclose-support.com/7z7z8v9u.html
令和八年二月二十五日
東京都港区虎ノ門二丁目一〇番四号
日本鋳銅株式会社
代表取締役　鈴木　雅文

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十億五万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十五日
東京都江東区東砂二丁目一四番五号
株式会社ＴＭＫＲ
代表取締役　木村　友彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四十一億七百四十三万三百円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月二十五日
東京都江東区東砂二丁目一四番五号
パラマウントベッドホールディングス株式会社　代表取締役　木村　友彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十五日
東京都港区虎ノ門一丁目三番一号
ＪＧ３４株式会社
代表取締役　加地　倫文

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億二千四百八十七万四千三百七十五円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月十八日
掲載頁　三頁
令和八年二月二十五日
東京都千代田区神田錦町二丁目二番地一
株式会社リセ
代表取締役　藤田　美樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億円減少し、五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十六日であり、株主総会の決議は、令和八年二月六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.anicom-med.co.jp/
令和八年二月二十五日
東京都新宿区西新宿八丁目一七番一号住友不動産新宿グランドタワー三九階
アニコム先進医療研究所株式会社
代表取締役　堀江　亮

資本金の額の減少公告

当社は、令和八年二月二十六日から令和八年三月三十一日までの日を払込期日又は払込期間とする株式の発行があった場合には、資本金の額を当該株式発行により増加する資本金の額と同額分減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十月二十七日
掲載頁　二十五頁
令和八年二月二十五日
東京都新宿区西新宿二丁目六番一号新宿住友ビル一八階グロース新宿
株式会社ウタイテ
代表取締役　倉田　将志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千二百七十六万六千五百三十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年二月十七日
掲載頁　八十六頁（号外第三十三号）
令和八年二月二十五日
東京都港区虎ノ門二丁目二番一号住友不動産虎ノ門タワー一三階　株式会社ｉｉｂａ
代表取締役　秦　奈菜（逢澤　奈菜）

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七千七百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年二月十八日
掲載頁　二頁
令和八年二月二十五日
神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目二五番一六号　ＣＹＢＥＲＮＩＣＳ　ＭＥＤＩＣＡＬ　ＩＮＮＯＶＡＴＩＯＮ　ＢＡＳＥ―Ａ三二六
株式会社ＰＥＮＴＡＳ
代表取締役　金井　智彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千一万円減少して一億円とし、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月二十日

掲載頁　六十七頁（号外第二三三号）

令和八年二月二十五日

名古屋市熱田区千年一丁目一一番三号

株式会社ＬｉｖＥＱｕａｌｉｔｙ大家さん

代表取締役　岡本　拓也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四十億五千万円減少し三億円とすることにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.serio-holdings.co.jp/ir/notice.html

令和八年二月二十五日

大阪市北区堂島一丁目五番一七号

株式会社ＳＥＲＩＯホールディングス

代表取締役　井村　敬

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月二日

掲載頁　一五八頁（号外第一五一号）

令和八年二月二十五日

兵庫県尼崎市潮江一丁目一六番一号

ヤンマーマルシェ株式会社

代表取締役　山岡　照幸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一万円減少し九百九十九万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十五日

香川県高松市松縄町一一三一―四六

Ｇｏｍｅｚｕ合同会社

代表社員　中込　吉恒

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月三十一日を効力発生日とする株式会社マイディアとの株式交換により、資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十七日

掲載頁　九十頁（号外第三十三号）

令和八年二月二十五日

埼玉県さいたま市緑区大字大間木八三〇番地一

マイディアホールディングス株式会社

代表取締役　太田　知治

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月三十日を効力発生日とする株式会社ゼロエミッション（東京都八王子市大和田町五丁目一番二一号）との株式交換（以下「本株式交換」という。）により資本準備金の額が増加することを停止条件として、本株式交換により増加する資本準備金の額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十五日

東京都八王子市大和田町五丁目一番二一号

株式会社ゼロホールディングス

代表取締役　永長　照敏

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を金二億二千五百万円、利益準備金の額を金百二十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://leotex.co.jp

令和八年二月二十五日

東京都新宿区西落合二丁目一八番二〇号

ナレッジパーク落合ビル

株式会社レオテックス

代表取締役　松井　和博

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年四月一日を効力発生日とする三共リース株式会社及び中央リース株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十七日

掲載頁　九十五頁（号外第三十三号）

令和八年二月二十五日

岡山市北区青江四丁目五番一五号

エフユーレンタル株式会社

代表取締役　日笠　保彦

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千七百八十五万三千四十二円、資本準備金の額を四億二千五十四万二千三百六十七円減少し、それぞれ一億円、二億五千八百七万六千二百五円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月二十五日

掲載頁　二頁

令和八年二月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

株式会社スマートラウンド

代表取締役　砂川　大

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十九億一千三百九十三万一千円、資本準備金の額を三十六億六千三百九十三万一千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月二十五日

東京都港区海岸一丁目九番一八号

株式会社ＬＡホールディングス

代表取締役　脇田　栄一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億六七八二万六三〇〇円、資本準備金の額を四億六七八二万六三〇〇円減少し、それぞれ五千万円、五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は令和八年一月二十八日付け官報号外第十八号八十六頁に掲載しております。

令和八年二月二十五日

東京都港区赤坂三丁目一七番三号

ＭｅｔＣｏｍ株式会社

代表取締役　近　義起

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は資本金の額を一億円、資本準備金の額を一億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.stepout.co.jp/

令和八年二月二十五日

東京都豊島区南池袋一丁目一六番一五号

株式会社ステップアウト

代表取締役　北條　拓

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十七億五千八百九十四万三千九百五十円、資本準備金の額を十八億七百六十一万三千九百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月二十五日

東京都千代田区神田錦町二丁目二番一号

株式会社モルフォ

代表取締役　平賀　督基

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四十五億三千七百五十万円、資本準備金の額を四十五億三千七百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十五日

東京都千代田区大手町二丁目三番一号

Ｉｎｔｒａ－Ａｓｉａ　Ｍａｒｉｎｅ　Ｎｅｔｗｏｒｋｓ株式会社

代表取締役　佐藤　吉雄

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額三十三億四千二十万千九百六十三円、資本準備金の額を三十四億五百九十五万千九百六十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月四日

掲載頁　六十五頁（号外第一七七号）

令和八年二月二十五日

東京都豊島区南池袋二丁目九番九号

株式会社オプタ

代表取締役　井上　明怜

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月十一日から令和八年四月三十日までの間に払込期日又は払込期間の末日が到来する株式の発行があった場合には、資本金及び資本準備金の額を当該株式発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額分減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://pixiedusttech.com/ja/about-us

令和八年二月二十五日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

ピクシーダストテクノロジーズ株式会社

代表取締役　落合　陽一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千十八万五千五百五十五円、資本準備金の額を四億九千三百六十九万五千円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月五日

掲載頁　四十二頁（号外第一七八号）

令和八年二月二十五日

東京都豊島区西池袋一丁目四番一〇号

ひまわりインサイトジャパン株式会社

代表取締役　鈴木　盛太

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億八千二百二十五万一円、資本準備金の額を五億八千二百二十五万円減少し、また、令和八年二月二十七日から令和八年三月二十五日までの日を払込期日又は払込期間の末日とする募集株式の発行により資本金の額及び資本準備金の額がそれぞれ増加することを条件として、その増加額全額を減少し、それぞれ最終的な資本金の額を一千万円、最終的な資本準備金の額を零円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月九日

掲載頁　八十頁（号外第一五七号）

令和八年二月二十五日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

将来宇宙輸送システム株式会社

代表取締役　畑田康二郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億七千八十四万千三百五十一円、資本準備金の額を二億七千八十四万千三百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十三日

掲載頁　一四六頁（号外第三十一号）

令和八年二月二十五日

横浜市鶴見区末広町一丁目一番四三号

CoreTissue BioEngineering株式会社

代表取締役　城倉　洋二

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億七千五百万円、資本準備金の額を五億七千五百万円減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十七日です。

ただし、同時に株式の発行により資本金及び資本準備金を増額いたしますので、効力発生日の後の資本金及び資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月三十日

掲載頁　一六〇頁（号外第二十一号）

令和八年二月二十五日

鳥取県米子市富益町八八番地一

米子製鋼株式会社

代表取締役　井上　昭彦

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千九百六十六万七千七百九円、資本準備金の額を十億六千六百九十七万八千九百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月十七日

掲載頁　九頁

令和八年二月二十五日

沖縄県那覇市真嘉比二丁目五番一六号

株式会社Ｐａｙｋｅ

代表取締役　古田　奎輔

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千四百五十四億七千六百四十四万二千五百六十五万円、資本準備金の額を三千四百五十五億五千百四十四万二千五百六十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月二十四日

掲載頁　二頁

令和八年二月二十五日

沖縄県名護市東江五丁目五番三五号

ＨＩＫＡＲＩ　ＴＳＵＳＨＩＮ　ＩＮＶＥＳＴＭＥＮＴＳ　ＯＫＩＮＡＷＡ株式会社

代表取締役　櫻岡　知

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年三月十三日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年三月二十七日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年二月二十五日

新潟県柏崎市松美二丁目五番六八号

株式会社柏新商会

代表取締役　吉田　孝継

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月二十五日

横浜市鶴見区駒岡一丁目二七番一六号

今井建設株式会社

代表取締役　今井新一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月二十五日

三重県鈴鹿市池田町櫛引一一四〇番地

イケダアクト株式会社

代表取締役　田中　康介

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月二十五日

三重県鈴鹿市池田町一一四〇番地の六

株式会社イケダエステート

代表取締役　田中　久司

出資一口の金額減少公告

令和七年九月二十六日開催の本組合通常総会において、出資一口金十万円を、一口金一万円に減少することとし、現在の一口金十万円の出資は十口金十万円とする旨決議しました。つきましては、来る三月二十五日までに本決議に対し異議申し出がないときは、異議がないものとみなします。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告致します。

令和八年二月二十五日

東京都渋谷区代々木一丁目五一番一四号
協同組合エム・ビー・シー総合研究所
代表理事　志磨　宏彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和八年一月二十日付官報の号外第十二号二一六頁に掲載されています。

令和八年二月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内
キングダム特定目的会社
取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を十六億二千二百九十五万円減少して二千四百九十五万円とすることとしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月十七日
掲載頁　八十頁（号外第八十七号）
令和八年二月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内
ＳＣＯＲＥ　Ｈｅｉｓｅｉ特定目的会社
取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を一億二千七百五十五万円減少して十三億六千四百五万円とすることとしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月十七日
掲載頁　八十頁（号外第八十七号）
令和八年二月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内
ＳＣＯＲＥドミトリー特定目的会社
取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億二千七百四十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/
令和八年二月二十五日
東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇
四号室嶋本公認会計士事務所気付
ＧＪＤＣＶ１特定目的会社
取締役　鈴木　伸也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金八千四百九十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/
令和八年二月二十五日
東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇
四号室嶋本公認会計士事務所気付
ＧＪＤＣＶ２特定目的会社
取締役　鈴木　伸也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億二千七百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十五日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇
四号室嶋本公認会計士事務所気付
ＧＪＤＣＶ３特定目的会社
取締役　鈴木　伸也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八十五億二千四百十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001023/28ch/
令和八年二月二十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
特定目的会社ベンチャーＣ
取締役　松澤　和浩

訂正公告

令和八年二月十七日（本紙第一六四八号）掲載の合併公告中、「甲は会社法第七九六条第一項、乙は同第七八四条第二項」とあるは「甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項」の誤りにつき訂正します。

令和八年二月二十五日

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号
（甲）エムキャップ十七号株式会社
代表取締役　市原　康隆
東京都千代田区東神田二丁目五番一五号
（乙）ジェイフィルム株式会社
代表取締役　髙岡　祐介

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一六	下	改正前欄終りから九	異なる	異なる
一九	上	改正後欄三	情報処理推進	情報処理推進債券
〃	〃	〃	〃	〃
二	下	一七	一年一日	一月一日

令和七年八月一日（号外第百七十六号）公布デジタル庁・経済産業省令第二号（独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令）
（原稿誤り）

令和七年十一月十八日公布厚生労働省令第百十三号（労働安全衛生規則の一部を改正する省令）
（原稿誤り）

平成二十九年十二月二十八日（号外第二百八十四号）文部科学省告示第百八十二号（技術士法施行規則の規定に基づく第一次試験の専門科目の範囲及び第二次試験の選択科目の内容を定める件の一部を改正する件）
（原稿誤り）

九〇ページ下段二行目から四行目は次のとおりの誤り。

技術士法施行規則（昭和五十九年総理府令第五号）第五条第五項及び第十一条第二項の規定に基づき、平成十五年文部科学省告示第百三十六号（技術士法施行規則の規定に基づき、第一次試験の専門科目の範囲及び第二次試験の選択科目の内容を定める件）の一部を次のように改める。